多摩市下水道事業概算数量発注方式試行要領

令和　５年　１月　５日多摩市下水道事業管理者決定

（趣旨）

第１条　この要領は、多摩市下水道事業において発注する工事等について、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第３条に定める基本理念の趣旨を踏まえ、公共工事の品質を確保しつつ、設計積算業務の簡略化を図ることにより、下水道事業を円滑に執行するため、概算数量発注方式の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　概算数量発注方式　当初設計において算出した概算数量で設計額を算出して発注し、契約締結後に受注者が現場精査を行い、その結果に基づき当初契約の変更をして工事等を実施する発注方式をいう。

⑵　概算数量　当初設計において示す平面図、標準断面図、標準構造図等における代表的な数値により算出された設計数量をいう。

⑶　工事計画図書　工事等の契約後、受注者が現場精査を行い、その結果を基に必要な図面及び数量計算書等を作成し、取りまとめた図書をいう。

⑷　工事等　請負契約により行う工作物の新設、改修若しくは解体又は業務委託契約により行う調査、清掃等の業務をいう。

（適用範囲）

第３条　概算数量発注方式の対象となる工事等は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

⑴　構造、形状等が著しい変化を伴わない比較的単純な工事等であると見込まれること。

⑵　高度な構造計算又は安定計算、用地買収等を伴わないと見込まれる工事等であること。

⑶　概算数量と工事計画図書における数量とのかい離が小さく、契約額又は工期に著しい影響を及ぼさないと見込まれる工事等であること。

⑷　工事計画図書の作成が過大な作業とならないと見込まれる工事等であること。

⑸　当初設計額が５，０００万円未満の工事等であること。

⑹　詳細設計図書を作成していない工事等であること。

⑺　工事所管課において、概算数量発注方式によることが効率的であると判断する工事等であること。

⑻　国、東京都等の補助金の申請その他の理由により詳細設計図書により算出した設計数量に基づく契約金額で契約を締結する必要がある工事等ではないこと。

（概算数量発注方式であることの明示）

第４条　概算数量発注方式の実施に当たっては、入札公告及び特記仕様書において、概算数量発注方式による発注であることを明示する。

（当初設計図書の作成）

第５条　当初設計の設計図書（以下「当初設計図書」という。）の作成は、次のとおりとする。

⑴　当初設計図書の表紙となる工事設計書の設計概要欄に、概算数量発注方式により発注する工事等であることを明示すること。

⑵　当初設計図書の図面は、位置図、平面図、標準断面図、標準構造図等とし、受注者が工事内容を把握できるものとすること。

⑶　当初設計図書において、概算数量を記載した工種については、工種別内訳書の摘要欄に概算数量であることを明記すること。

⑷　当初設計においては、工事に必要な工種（仮設工を含む。）は最大限計上すること。

⑸　当初設計における設計額の積算は、概算数量に基づき各工種の積算基準により行うこと。

⑹　工事計画図書の作成費のうち、図面作成及び報告書作成に要する費用は、準備費に積み上げ計上すること。この場合において、現場調査及び測量に関する費用は、共通仮設費に含め、準備費には計上しないこと。

⑺　当初設計における工期の設定については、概算数量に基づき工期の算定を行うこと。この場合において、工事計画図書の作成に要する日数として１５日間を加算すること。

⑻　前各号に掲げるもののほか、当初設計図書の作成の詳細については、概算数量発注方式に関する手引きによること。

（設計変更の取扱い）

第６条　工事計画図書に基づいて工事施工前に行う設計変更の取扱いは、次のとおりとする。

⑴　当初契約の締結後、監督員は、当初設計の意図を受注者に説明し、受注者の求めに応じて、工事計画図書の作成に必要となる資料を提供すること。

⑵　監督員は、受注者に対し、当初設計に関する説明をした後、できる限り速やかに工事計画図書の作成に着手させるとともに、作成した工事計画図書を条件変更確認請求通知書と共に監督員に提出するよう指示すること。

⑶　監督員は、提出された工事計画図書について精査を行い、妥当と判断した場合は、工事計画図書に基づき積算を行い、変更設計額の算出を行う。この場合において、工事計画図書に誤り又は漏れがあったときは、受注者に修正及び加筆を指示すること。

⑷　監督員は、変更設計額を算出した後、指示簿により受注者に変更設計額及び変更内容を協議し、受注者との合意に基づき変更設計額を確定すること。

⑸　監督員は、変更設計額及び変更内容に関する協議をしたときは、５日以内に内容を確認し、回答するよう指示すること。

⑹　契約担当者は、多摩市工事契約約款に基づき、受注者と合意した変更設計額（受注者との合意が調わない場合は監督員が算出した額）により契約変更を行うこと。

⑺　増額の契約変更となった場合に契約変更が認められる増額は、当初設計額の３０％未満を原則とすること。ただし、下水道事業管理者がやむを得ないと判断した場合は、この限りでない。

⑻　契約変更の理由は、「本件は概算数量発注方式による発注のため、現場精査の結果に基づいて変更するものである。」とすること。

（補則事項）

第７条　補則事項は、次のとおりとする。

⑴　工事計画図書の作成に際し、高度な構造計算、安定計算等又は用地買収等の対応が必要になった場合は、発注者の責任でこれを行うこと。この場合において、これに伴い工期内に工事が完了する見込みが無くなった場合は、当該対応及び当該対応に係る工事等の範囲を、契約内容から除外すること。

⑵　工事計画図書は、様式―１（条件変更確認請求通知書）に添付して提出すること。

⑶　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定すること。

附　則

１　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要領は、試行期間を２年間とし、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

様式―１

 第　　回　条件変更確認請求通知書

令和　　　年　　　月　　　　日

多摩市下水道事業管理者　　　　　　　　　　　　　　殿

受注者

令和　　　年　　　月　　　日付けで契約した下記の請負工事又は委託業務について、多摩市下水道事業概算数量発注方式試行要領に基づき、工事計画図書を作成したので、下記の条件変更の内容について確認をお願いします。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約番号 |  | 件名 |  |
| 通知事項等（記載例）別添の工事計画図書に記載のとおり。 |